

令和5年度第2回
権利擁護部会

議 事 録

日 時：2023年9月14日（木）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回権利擁護部会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉・生活支援課長の高橋でございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日は、委員総数13名中10名の委員にご出席をいただいていることから、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たして、本会が成立することをご報告いたします。

また、当部会は公開でございます。傍聴席と記者席を設けております。

それから、皆様の発言は、会議録として整理させていただきます。後日、札幌市のホームページに掲載することをご承知おきいただきたいと思います。

2. 挨拶

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、権利擁護部会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局地域生活支援担当部長の東館よりご挨拶申し上げます。

○東館地域生活支援担当部長 保健福祉局地域生活支援担当部長の東館でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、雨模様で非常に足元の悪い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

非常に長かった未曾有とも言える猛暑もようやく収まりまして、ほっと一息といった感じではございますが、逆に、暦を見ますと、はや9月も半ばということで、令和5年度もう間もなく折り返しを迎えるといったところになっております。

次期の地域福祉社会計画につきましては、ご案内のとおり、今年度内の策定を目指しておりますことから、本部会における成年後見制度の利用促進に係りご審議も取りまとめの段階に差しかかっているところでございます。

本日は、前回、8月の部会で皆様からいただいたご意見を踏まえまして、最終的にまとめた計画案をお手元にお示しさせていただいております。

本日が部会での審議の最終回という予定になっておりますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

◎報 告

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、ここで、お配りしております資料の確認をいたします。

まず、本日、令和5年度第2回権利擁護部会の次第、次に、座席表、委員名簿と続きまして、資料が3種類ございます。資料1として、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の振り返り（案）、資料2として、権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進（案）、

最後、資料3として、成果目標（案）（地域福祉社会計画第5章「計画の推進について」）がございました。

現時点で、不足等はございませんか。

後々、不足等がございましたら、事務局にお声がけいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

なお、本日は、札幌市民生委員児童委員協議会会長の紙谷委員、札幌弁護士会の山本委員、北海道税理士会成年後見支援センターセンター長の小田委員がご都合によりご欠席されております。

また、オブザーバーとしてご出席いただいております札幌家庭裁判所の満田様についても、本日はご都合によりご欠席という連絡をいただいております。

それでは、今後の進行につきましては、畑部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

3. 議 事

○畑部会長 それでは、ここからの進行を務めさせていただきます。

最後になりますけれども、ぜひ皆様から活発な意見をいただきまして、円滑に進行させていただければありがたいと思っております。

前回いただきましたご意見を踏まえて、事務局と整理、反映させた案をこのような形でお示しております。今回、皆様からいただきましたご意見を踏まえて最終調整をした上で、札幌市地域福祉社会計画審議会に案を提示していく流れになりますので、ぜひ皆様からそれぞれ忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

次期札幌市地域福祉社会計画における成年後見利用促進の計画案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） 資料の説明に入る前に、今回の議題とは別件になるのですが、1点ご報告がございました。

前回の権利擁護部会場で診断書の話が出たことを受けまして、清水委員から診断書の作成で困った際や成年後見制度に関する医療の相談窓口として、医師会にごございます在宅医療・介護・認知症サポートセンターに相談できるように調整いただいたというご連絡をいただきましたので、委員の皆様には関係する方への周知をお願いしたいと思っております。

それでは、改めて、資料の説明をさせていただきます。

前回の権利擁護部会でいただいたご意見を基に反映した部分を中心にご説明をいたします。

資料1、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の振り返りにつきましては、前回から変更がございませんので、今回、説明は省略いたします。

次に、資料2、権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進をご覧ください。

細かい語句の修正などもあるのですが、まず、見ていただきたいのが、前回の権利擁護部会でいただいたご意見といたしまして、「つながる」と「つなげる」という表現が両方使われていることに関しまして、「つなげる」に統一したほうがよろしいのではないかと、いうものがございました。

こちらのご意見を受けまして、今回は、主語が制度利用が必要な方の場合は、そのような方々を利用につなげていくという観点から「つなげる」という表現にしております。

つなげるを使っている部分は、1ページの施策の方向性の二つ目の中黒、「成年後見制度等の利用が必要な方を、速やかに利用につなげる」、それから、2ページの(1)地域ネットワークづくりに向けた取組の1行目から2行目にかけて、「権利擁護が必要な方を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげる」、同じ2ページの(2)制度周知の広報活動の4行目、「制度利用が必要な方を早期に発見し、速やかに利用につなげる」の3か所となっております。

次に、2ページの(1)地域連携ネットワークづくりに向けた取組の三つ目の段落が前半とのつながりや全体の意味が分かりにくいといったご意見や、個々の案件に円滑に対応するためという文言を段落の最初に持ってきたほうが分かりやすくなるといったご意見を受けまして、今回、三つ目の段落を、「今後は、個々の事案について円滑に対応するために、地域連携ネットワークを効果的に機能させ、中核機関である札幌市成年後見推進センターがネットワーク構築のためのコーディネートの役割を担い、本人により身近な関係機関同士の顔の見える関係性や連携が進むよう、つながりの構築に取り組みます」と変更しております。

次に、3ページの(5)日常生活自立支援事業の利用促進と成年後見制度への移行支援では、前半で日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が実施している事業であることの説明が必要であるご意見をいただいておりますので、最初に、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を実施していることを記載しております。

さらに、また、身近な窓口としまして民生委員・児童委員に触れることができないかというご意見をいただいておりますが、特定の方々に成年後見制度の相談窓口を担っていただくという表現ではなくて、成年後見制度の相談を受けることもある地域福祉活動の関係者に対して研修等の支援を行っていくということを2ページ目の(2)制度周知の広報活動の後半に、「福まち活動者や民生委員・児童委員などの地域福祉活動の関係者も対象として、制度に関する研修や周知活動等を実施します」という記載をしております。

続きまして、資料3をご覧ください。

こちらは、9月1日に行われました地域社会福祉計画審議会でお示しをした計画案のうち、指標を記載しております第5章を抜粋したものとなっております。

地域福祉社会計画のその他の指標も記載されておりますので、全体のバランスもご確認いただきたいと思っております。

ただ、成年後見以外の指標につきましては、前回の審議会の資料のままになっておりますので、一部の指標は今後変更になる可能性があることをご承知おきください。

成年後見制度の利用促進につきましては、5ページの施策5になります。

前回の権利擁護部会で、利用促進の施策なのに指標は認知度でいいのかというご意見をいただいておりますが、部会でもご説明をいたしましたとおり、実際に制度を必要としている方の総数を把握することが制度の性質上困難でありまして、制度利用件数を指標にすることが難しいこともありますので、現状では、まず、制度の認知度を上げて制度利用の促進につなげることが必要と考えておりますので、認知度を指標としております。

権利擁護部会では、後見申立ての際に、申立事情説明書にどのような関係機関に相談したのか、チェック欄があるので、実際の申立てにつながった関係機関への相談件数を指標にできないかといったご意見もありましたが、裁判所に確認したところ、統計は取っておらず、提供できるような資料もないということでした。

なお、権利擁護部会ではなくて審議会ですが、指標の目標値設定の考え方を記載したほうがいいのではないかとご意見をいただきました。

それを受けて、指標5に、「成年後見制度に関係することが多い年齢層で、多くの方の認知度を得られることを目標値として設定しています」という考え方を加えております。

そのほか、ネットワークの構築であったり、後見人支援、市民後見などについていただいたご意見につきましては、実際の取組を行う中で検討させていただきます。

説明は、以上となります。

○畑部会長 それでは、ここから各資料について、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

資料1に関しましては、前回から修正なしとなっておりますけれども、もし新たにお気づきの点があれば、そこも含めてご意見いただければと思います。

また、資料2、資料3について、それぞれ今回行った修正点を中心に説明させていただきましたので、これらについてもぜひご意見いただければと思います。

皆さん、ご意見がある場合は挙手をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○今川委員 資料2の2ページの主な取組(1)の下から3行目の後ろの「本人により身近な」というところは、さっき読まれたときもそうだったのですが、つまり、これは本人によるという、いわゆる本人がという意味と、より身近なということが分かりにくくなっているのので、ここは文章を工夫して、例えば、「本人にとってより身近な」という表現にしたほうが読む方に分かりやすいかと思いました。

○畑部会長 その辺の文書上の推敲もしっかりと詰めておきたいと思っております。

皆様、ほかにございませんか。

それでは、私から1点確認です。

資料1については、前回から変更なしですが、2023年度の分がまだ掲載できていないですね。これは、実際に次期計画をつくっていくときに、2023年度分を確定値で

載せるのが難しい可能性もあるなど思いつつ、それをどこまで反映する形で次年度につなげられるかについて、可能な範囲で確認させていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） 本体の地域福祉社会計画でも、こちらの振り返りの数字としましては2022年度末の数字を載せる形になっております。ですから、こちらの成年後見につきましても、2022年度末の数値で掲載をする予定となっております。

○畑部会長 分かりました。

2023年度分は、どういう形で市民の方等々が確認できるようになっていきますか。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） 通常は進捗管理の中で行いますので、地域福祉社会計画審議会の中では全体の指標を含めて進捗を管理していくこととなりますので、その中では必ず確認できます。

○畑部会長 では、次年度の地域福祉社会計画審議会で、今年度末の分の確定値が掲載されて、それがホームページに会議資料として掲載されて確認できるようになるというところで大丈夫ですか。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） 結構です。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 補足ですけども、今後、協議会の場などでお示しできるタイミングがあれば、お示ししていければとも考えております。

○畑部会長 ありがとうございます。

皆様、ほかにございませんか。

○南方委員 行政書士会の南方でございます。

つくっていただいた計画の中に、例えば、「速やかに利用につなげる」、「適切な支援につなげる」、「円滑に対応する」等々が複数回出てくるわけですけども、たしか前回の部会で、市長申立てに係る時間軸のところで、中央値が半年ぐらいという数字があったと思うのです。多分、全国ベースだと思うのですが、今、申立人と本人との関係の4分の1が市長申立てになっているかと思っておりますので、その関係でいうと、構成比が一番多いと思うのです。そういうことを踏まえますと、この計画を立てたときに、やはり利用者側から見たときに、最も構成比の多い市長申立てに平均値で半年かかるというのは、肌感覚としては少し違うような気がします。この計画を出すに当たっては、その辺の環境整備といいますか、期待を裏切らないバックグラウンドをつくる必要があるのではないかと思います。

○畑部会長 今、南方委員がおっしゃったことは、実際に、申立てからつながっていくまでに要する期間で、では、把握されてから申立てに至るまでの期間は、正直、今は見えなくなってしまうところがあります。その部分をこれまで以上に速やかにということも含めて、こういう表現しております。

今後、さらに対象となる人が増えていく中で、今の期間をより短くしていく、最低でも

この期間を保っていくというところについても、やはり今後の課題になっていくかと思えます。今、計画では、確かに、おっしゃってくださったとおり、全部を表現し切ることが難しい点ではありますけれども、今、ご発言いただいた内容を今後の次期計画を運営していく中において、やはり関係者一同が意識しながら取り組んでいくべき点かなと思えますので、ぜひこの委員の皆さんもそういったところを押さえておいていただければと思います。

皆様、ほかにいかがですか。

○赤杉委員 さっぽろ地域づくりネットワークワン・オールの赤杉です。

1点確認ですが、資料3の指標の考え方で、「成年後見制度に関係することが多い年齢層で、多くの方の認知度を得られることを」の「年齢層」はどの辺りでしょうか。ご自身の年齢では、高齢者の方の対応でしょうか。障がいの方ですと、ご本人を対象にすると、結構若い方から高齢の方までいらっしゃるのです。でも、保護者の方となると、保護者の方が高齢になると成年後見が必要ということですから、この年齢層の捉え方がどんな感じなのかの確認でした。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） この文章自体は、なるべく数字を使わずに書かせていただいているのですけれども、中身を説明させていただきますと、まず、現計画の33%という目標の認知度をどうやって設定したかから説明させていただきます。

現計画の認知度は33%に設定しているのですけれども、そちらは成年後見制度に関わることが多い年齢層ということで40代以上を設定して、40代以上の方が全人口の中のおよそ3分の2とざっくり捉えて、そのうちの2分の1の方が内容まで知ることに至る、認知度を獲得するという結果で33%、3分の1ですから33%という数字を設定しております。

アクションプランの中では、同じ40歳以上の方の2分の1まで達成したので、では、次は3分の2まで達成しようということを目標にして、3分の2の3分の2を目標に設定しているのですけれども、アクションプランは2027年が終期ですから、さらにそのトレンドを伸ばしていったら、およそ50%になるという数字になっております。

ただ、以前、協議会か部会で、30代の方から親が祖父母の介護をしているなどの相談を受けることがあるというお話をいただいたことがあります。実際、30代以上の年齢層で考えてみたときに、たまたまですけれども、全人口における30代以上の年齢層は総人口の中のおよそ4分の3となっています。ですから、4分の3の人の3分の2の認知度を獲得した場合はちょうど2分の1ですから50%という形になります。

2027年度までに40代以上の認知度を3分の2獲得する、そのままの取組をつなげていって、2029年度までに30代以上のおよそ3分の2以上を獲得するような数値になっていると説明できるような数値になっております。

○畑部会長 実は、ここは私も気になっていたところでした、今の説明でいうと、要は、成果指標を確認するときには、年に1回やっている調査の結果を基に見ていくことになる

かと思えますけれども、その結果として、20代まで全部含めての数値を使うということでしょうか。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） 市民意識調査の認知度の結果を使うので、全体の認知度の中の50%を目指していくという形にはなりません。

○畑部会長 全体の50%を目指すのなら、今の説明と合わないですね。

○今川委員 今の説明は、二つのことがごっちゃになっていますよね。

一つは、なぜ認知度を使うのかということのご説明で、もう一つは、なぜこのパーセントを使うのかのご説明で、だから、この説明だとそこが混在していて分かりにくいのではないかと思うのです。

確かに、後見制度や市民の認知度を使うという理由については、ここに書いてあるように、認知度が上がれば利用につながるということで使いましたというのは分かりました。

次に、50%がもし何十代以上の何割の何割ということになれば、それは、それで、もう少し分かりやすくご説明をしないと誤解するかなと思いました。

○畑部会長 認知度を使う理由の説明は書いていると思うのですがけれども、数字設定の根拠として、今の説明で言うと、40代以上でその数値が取れていれば、30代、20代は0%でもいいという計算になってしまうのです。そこより上が全体で3分の2を取れていれば、その下は0%でも全体で50%の認知度だよねと。やはり、そうではなくて、これはあくまでも地域福祉社会計画の一部として実施されるものになってきますから、もちろん30代よりも40代以上の方のほうが障がい、高齢者を含めて成年後見制度に対する認知度が高いことはとても重要なことだと思うのですが、あえて「関係することが多い年齢層で」と入れずに、やはり全体で50%を目指すという説明のほうが地域福祉社会計画としてはしっかりくるのかなと改めて感じた次第です。

それは、取りも直さず、ビジネスケアラもさらに問題視されてきている中において、できる限り早い段階でそういうことを知っていくことが求められてくる社会になってきていますから、40代ではなくて30代のときから、あるいは、20代からそういったことを知っていくことができるほうが、今後、向こう6年を見据えたときにはより必要な事象になってくるかなと思います。数値目標としての50%はいいと思うのですが、後ろの説明の「関係することが多い年齢層で」ということはもう消してしまっただけで、やはり全体で少なくとも50%トータルして見えるようにというところの説明でいいかなと思いましたが、皆様、その点はいかがでしょう。

（「異議なし」と発言する者あり）

○畑部会長 設定は変わりませんが、説明を変えていただくということをお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○長崎委員 資料3の4ページの個別避難計画作成についてです。

今年、モデル事業でやっている話は介護支援専門員連絡協議会にも相談がありまして知っているのですけれども、来年度から本格的に実施されて対象となる方の個別避難計画をケアマネジャーも立てていかなければいけなくなる中で、この指標は、計画作成の対象者に働きかける、取りあえず、つくりませんかと声かけをすればいいということになってしまふのかなというこの確認です。

昨今、災害によってというところでいろいろ問題が出てきて、この間の北海道胆振東部地震のときも、札幌市の事業所は利用者に二重、三重の声かけをしたということで、誰が初めに声をかけるかで、ケアプランの1表目にも緊急時というものを載せていきたいと思いますかという話も出ている中で、計画を作成しなければいけないのかなと思うのですが、声かけをして同意が得られなかったら、別に問題がないということなのかどうかを確認したかったのです。

○畑部会長 これは、権利擁護部会を超えた範囲で、9月末の地域福祉社会計画審議会のマターではあるのですけれども、やはり高齢者の権利擁護にもつながる部分になってくるので、可能な範囲で事務局から回答をいただければと思います。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） この件に関しては、避難行動要支援者ということで、災害時の避難時に特に支援を必要とする方がかなりの数でいらっしゃるのですけれども、基本的に、この個別避難計画というのは、5ページの最後のほうに書いてありますように、あくまで対象となる方ご本人の同意が得られた方につくることとなります。同意が得られない場合は、引き続き同意が得られるよう働きかけを行っていきますが、基本的には、対象の方々にお声かけをして、つくられますか、どうしますかという同意を得た上で進めていくという認識でおります。

一応、対象の方に関しては働きかけをさせていただき、同意を得た方には作成を進めていくということでやっていこうと考えております。

○畑部会長 今の点、もう少し確認できればと思います。

まず、そもそも概数的に何名ぐらいが対象になりそうかということと、回収のスキーム的なところで、今のところ想定されているところがあれば、可能な範囲で報告をいただけますか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 基本的には、新聞にも載ったのですけれども、この避難行動要支援者という分類に入ると約12万人いらっしゃいます。そこを一遍にとするのはなかなか難しいかなと思いますので、災害の危険性が高いなどという条件をこれから考えていって、段階的にお知らせをしていくこととなります。そういう方々が何名ずつか、どういうふうに行うかというのは今後の課題にはなってきます。

今、もう一つ同意をいただくことで進めているものとして、地域の皆様に要配慮者の情報をお伝えして地域で見守っていただくような制度もございます。ただ、やはり、そちらも同意を取れた方の名簿の情報を提供するというやり方をしております。そちらでいくと、同意が得られるのが約半数という状況でございます。

○長崎委員 分かりました。

取りあえず、対象となる世帯には働きかけをしていくと、あとは、同意が得られるか、得られないかということですね。

対象となった人に働きかけについては、もしケアマネがいればケアマネが行うのでしょうか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） そこについては、今後の検討ですけれども、今やっている地域での見守りでは、あなたのお住いの町内会でこういう見守り制度を行いますけれども、あなたの情報をお知らせしてよろしいですかという文書を私どもから送らせていただいて、同意をいただくというやり方でやっております。

ただ、対象が多くなっていくと、やり方がどのようになっていくのかは、申し訳ございませんが、今後の検討課題かなと思っております。

○畑部会長 部会から少しずれますけれども、12万人全員となると、6年で見ても1年間で2万人という計算になっていきますので、ここは、地域福祉社会計画で考えると痛しかゆしで、同意を得られない方ほど厳しい状況にあることも一般的な傾向として想定される部分があります。ただ、そこを計画の指標ということで考えたときに、全部盛り込んで見えるように設定するのは難しいので、むしろ、この点については、数値目標である全員にアプローチするというのはしっかり達成した上で、本当に必要な方にちゃんと作成するという運用面に気をつけて取り組んでいくことが非常に重要になってくるかなと思っております。そういったときには、ケアマネジャーの方だけではなくて、福まちの方、民生委員の方を含めて、地域全体で取り組んでいかないと達成し切ることが難しい目標になってくるかなと思います。

それは、恐らく、成年後見制度にちゃんとつなげるということに関しても同じ課題が出てくるかと思っておりますので、ぜひそういった点に関して、今後、計画としてはこれで策定していくとしても、本当に大事なのは次年度以降の運用面になってきます。ぜひ、引き続き、そういったところについてのご意見をいただければと考えておりました。

ほかにございませんか。

○清水委員 今のお話に続けて質問させていただきたいのですけれども、行政は、個別の人たちを把握してリストを持っているという理解でいいのでしょうか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） そうですね。

ただ、個別の細かい情報というよりは年齢などの条件ですので、身体状況などの細かい情報ではございません。

○清水委員 僕は、今の話は、認知症や障がいなどのある程度の個別のランクがされた人のリストという意味で聞いていたのですけれども、そうではなくて全市民ですか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） いえ、そういう意味でいうと、その中でも障がい者の手帳をお持ちの方や要介護の認定を受けている方ということになります。

○清水委員 障がい者の手帳を持っている人のリストは持っていて、それを使ってこうい

うことをやれるという認識でいいのですね。。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） そうですね。

○清水委員 なぜ、この話を聞いているかというのと、ちょうど、この話と同等で、介護ではなくて医療ですけれども、例えば、透析をやっている人のリストの住所地と障がい者の手帳の住所地が違ってくる人が多くて、現実には災害が起きたときに救急でどうやってバックアップをし、なおかつ、医療を提供するかを医師会でずっともめて論議しているところなんです。医師会では、その前提にリストが出てこないということで困っていて、結局、透析部会で個別にリストをつくってリストアップするという話になっているのです。

行政、保健所では出せないという話で終始していたと記憶しているのですが、こっちの話だと、何万人とまで言っていて、認知症など、かなりざっくりした対象のリストが全部できているような感じで、今、話が聞けたので、そういうスキームがあるなら聞きたいなと思って伺いました。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） ただ、それぞれ個人情報を目的をもって使うという話になってくることもあるのかなと思ったのです。

今、ここで言っている避難計画関係のリストは、自治体が備えるというふうに決まっています。つくっているもので、先ほど申しましたように、条件としては、今、お話をいただいたような透析などの細かいところまでは把握できておりませんし、住所と違うところに住んでいらっしゃるという情報までは、やはりこちらからは分からないものではあります。実際、本当に今そこにお住まいかどうかは分からない部分もあるかと思います。

○清水委員 個別で同意書を取る時には、少なくとも1パイ1で送る先を把握しているという認識でいいのですよね。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 郵送のときは、住民票というか、住所地に送らせていただくことになります。

○畑部会長 本当にそういったリストがしっかりと有効活用されていくことが大事かなと思いますけれども、他方で、確かに、住民票ベースであれば、住民票をちゃんと移していないと、その辺が把握していけないというところですね。

これは「令和6年（2024年）のモデル実施」と書いていますので、恐らく、その中でいろいろな課題もまた見えてくるだろうと思います。その後、そこで出てきた課題も含めて、令和7年度以降にどうやって対応していくかになってくるかなと思います。

そういう理解で大丈夫ですか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） はい。

○畑部会長 皆様、ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 資料2の3ページの（3）制度利用につながる相談支援・体制整備は、3段落あって、1段落目と2段落目は現在の状況を説明しておりまして、3段落目が今後の取組を書いているのだと思いました。そうすると、3段落目を「また」でつなぐと分かりにくいのではないかと思います。1段落目、2段落目の現状を踏まえて、3段落目で今後の

取組となるのではないかと思うのですが、「そこで」と書くと大げさかもしれませんが、趣旨としては、1段落目、2段落目を受けて、「このような相談対応に加えて」とつながるのだと思いますので、最低限、「また」はなくてもいいかなと思います。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） 「今後は」などでつなげるということですね。

○今川委員 そうですね。

○畑部会長 私も十分確認ができていなかったもので、その辺はしっかりと確認していきたいと思います。

それぞれご意見いただきましたけれども、まだご確認いただいていない委員の方から少し確認させていただいてもよろしいでしょうか。

まず、菱谷委員、いかがでしょうか。

○菱谷委員 意見は前回もお話しさせていただきましたし、ここに書かれているセンターや社協との連携が書かれておまして、今後、どう実行に移していくかを考えておりますので、このレベルではもうないです。

○畑部会長 それでは、白戸副部会長、お願いします。

○白戸副部会長 私は、資料2の2ページの制度周知の広報活動の中に、実際の利用促進の活動として民生委員・児童委員が位置づけられたということで、この計画も一歩前進したのかなと思いました。

前回、紙谷委員からの話もありましたとおり、民生委員・児童委員というのは、町内会からの推挙を受けたボランティアですが、厚生労働大臣の職を得るという特別な存在です。そして、ほかの相談支援機関と全く違うのは、ご自宅を訪問するという、そこが一番大きな特徴を持っているところで、見守りがあり、相談があり、そういった中で成年後見制度というものをしっかり周知をして情報を提供したりということで一歩広がったというのが、私は今回とても価値があることだなと思います。

ただ、民生委員・児童委員は、特別な訓練を受けた専門相談ではありませんので、むしろ、制度を周知したり、地域包括支援センターにつなぐ、行政につなぐ、そういう役割で住民同士の支え合いでしっかりつないでいくというところで位置づけていくという点で、この表現の仕方でもよろしいかなと思っております。

○畑部会長 それでは、岩井委員、お願いします。

○岩井委員 私たちは司法書士会ですけれども、今、成年後見制度ができてもう20年以上たつという段階で、前にもお話ししたかと思いますが、当初、できた段階から任意後見制度という転ばぬ先のつえではないですけれども、大体の人がそういうような状況になっていくのだから、今からそれに対する備えをきちんとしていきたいと思いますという働きかけとか、そういう広報が今後非常に重要だと思っているのです。

そういう状況になってから行政やいろいろな人が入るのは、これはもうかなり制度的にいろいろなものが進んでいるけれども、そうなりそうな方については、その前の段階から未然に準備しておく、あるいは、ならないようにするにはどうしたらいいかまで入り込んだ

制度の広報を今後考えていく必要性は当然あるのではないかと、今、私たちもいろいろな形で活動しているつもりでございます。

それと、これはそういうものと全然関係ないことですが、今ちょっと気づいたことがあります。

まず、資料1の2021に策定した基本計画では、「基本理念として『一人ひとりの意志と権利が尊重されみんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ』」の「意志」の「志」ですが、こちらの「志」でよろしいでしょうか。何となく、「志」ではない字かなという気がしているので、確認していただきたいと思います。

それと、この資料の文章をずっと読んでいって、例えば、資料3の4ページで、「障害」という言葉の「害」は可能な限り平仮名を使おうということで、私たちもいろいろな文書で割と心がけているのです。もちろん、それは行政でもそうだと思います。

1か所、4ページの考え方下のところで、「害」という字が漢字になっているところが見受けられますので、もし外部に出るものであれば、そこら辺は気をつけていただければなと思いました。

○畑部会長 それぞれ文章の漢字の使い方については、誤植も含めてしっかりと確認してまいりたいと思います。

それでは、菅委員、いかがでしょうか。

○菅委員 この文章を全部読ませていただいて、今までみんなで話し合ってきたことがかなりきちんと変更されて、盛り込まれていて、この成年後見制度は、札幌市社会福祉協議会と協力しながらきちんとやっていくという内容もあったと思います。

内容的には、概要、計画としていいのではないかなと思ったのですが、私が思ったのは、やはりネットワークづくりに向けた取組の中で、これだけ大きな規模の札幌市の中で、このネットワークづくりがすごく大きな課題だろうなと思っています。いろいろな方たちがいろいろな形で相談するのだけれども、今、岩井委員がおっしゃったように、今現在、例えば、まだ後見制度は必要ないけれども、一人暮らしをしている高齢者の方が保障制度、もしくは、全く資格のないような方でも任意後見の契約をしているという問題が出てきております。

やはり、そういうような社会における問題がある中で、いい形でのネットワークをつかって、だまされたりしないように、できるだけ相談に乗れるようなネットワークをきちんとつくっていかねばいけないのだろうなと思いました。

○畑部会長 本当に、こういうことにかこつけて詐欺など、また新しいことが出てくることが懸念される一方で、やはりできるだけ早くつながっていくことも非常に重視される社会になってきていますので、この二つのバランスをしっかりと保ちながら発展していくという今後の運営面でのお話かなと思います。

そこに関しては、この部会に集まってくださっている皆さんには、協議会でもいろいろご協力いただいている部分が出てきておりますけれども、ぜひ今後も引き続きご発言いた

できれば大変ありがたいと思った次第です。

皆さんからそれぞれご意見をいただきましたけれども、最後に、言い残したことなどはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

4. その他

○畑部会長 それでは、4番、その他について、事務局から何かございませんか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 事務局からは、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

先ほど来、お話も出ておりますけれども、現在、本当に同時進行で地域福祉社会計画審議会を開催しております。

この本部会での審議事項につきましては、審議会で報告をさせていただきまして、全体の計画案の作成というものも審議会で進めているところでございます。

その審議会は、次回、9月27日に開催予定となっております。本日、本部会でご審議いただきました計画案を含めた全体計画の案を審議会でお示ししたいと考えておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

また、冒頭等でごございましたが、今年度の権利擁護部会につきましては、一旦、今回が最後となります。

委員の皆さんにおきましては、全4回、2年間にわたりまして、本計画案等についてご審議をいただきましたことを感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

今後は、成年後見制度の利用促進も含めまして、地域福祉社会計画審議会で進捗管理を行うことを予定しております。権利擁護部会につきましては、必要に応じまして開催をさせていただきたいと考えております。

なお、先ほども少し触れましたけれども、成年後見制度利用支援事業の進捗状況、指標も含めまして、皆さんにもご参加いただいております成年後見推進協議会の場でもお示ししたいと考えておりますので、その旨、ご承知おきいただきたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

○畑部会長 今後のスケジュールで、1点、パブリックコメント等の実施も含めて確認させていただいてよろしいでしょうか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 今回、9月27日の審議会が終わりまして、最終的に答申を審議会からいただくのが10月になるかと思っております。その後、庁内の手順を踏みまして、パブリックコメントは年明け1月ぐらいになる予定でございます。その際は、今回、ご審議いただいた内容を含めた地域福祉社会計画としてパブリックコメントを募集させていただくこととなります。

以上でございます。

○畑部会長 そういったプロセスの中で、今日、今川委員から幾つか日本語表現について

ご指摘をいただきましたけれども、そういった点も踏まえてしっかりとチェックした上で、市民の方にもご意見をいただき、それらも可能な範囲で含めた上で、最終的に、地域福祉社会計画として策定していく形となります。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） もう一点、補足しますと、パブリックコメントを経まして、3月に最終的な策定ということで進めたいと思います。

○畑部会長 今後、そのような形で作成に向けてさらに進めていきます。

また、この内容は、統合先の地域福祉社会計画審議会で管理して進めてまいります。

委員の皆様には、先ほども少し言及しましたけれども、引き続き協議会でも実技的な部分を含めて協議、ご意見をいただければと考えておりますので、ぜひ今後も引き続きよろしくお願いたします。

それでは、何か最終的な確認等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

5. 閉 会

○畑部会長 それでは、本日は、以上をもちまして、終了させていただきます。

円滑な進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

以 上